

浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会設立趣意書

浜松市南部を遠州灘の海岸線と並行して流れる新橋1号排水路及び篠原15号排水路は、延長約6km、流域面積約7km²の普通河川であり、馬込川の河口から3.4km地点に合流している。

当流域は、地形的には砂丘背後の後背湿地に区分され、古くは「蓮池」という大きな池があったとされているが、明治時代以降の天竜川治水対策の効果や、新田開発、昭和25年から始まった県営かんがい排水事業等により、現在では水路や排水機場が整備され、地域の経済活動に重要な役割を果たしている。

その一方で、地形的な要因により度々農地等の浸水被害に見舞われており、これまでに農地の湛水防除事業が実施されてきたが、高度成長期以降に流域内の市街化が急速に進んだことから、流域内で宅地の浸水被害が顕在化し、その対策が課題となっている。近年においても、平成10年、平成16年、平成26年のほか、平成27年9月の台風18号接近に伴う豪雨では、馬込川の水位の上昇に伴う「内水被害」が多発している。また、馬込川では水位観測地点松江において3カ年連続ではん濫危険水位を超過し、市内に避難勧告が発令されるなど、近年の局地的豪雨の頻発とともに水位の上昇頻度が高まっていることから、当排水路流域においても甚大な浸水被害の発生がこれまで以上に危惧されている。

当排水路の流域の浸水被害は、馬込川の水位が上昇しやすいことに加え、排水路の流下能力が十分ではないこと、市街化の進展による流域の保水能力の低下や、流域内における雨水排水施設の能力が不十分なことなど、様々な要因が関係していると考えられる。

こうした課題を解決するには、河川のみでなく、農地、都市計画、道路、公園など関係分野の行政機関が連携し、更に地域住民の協力を得ながら総合的な治水対策に取り組むことが必要であるため、これらの関係機関で構成する「浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会」を設立し、流域全体の連携を図ると共に、より安全で豊かな環境の創出を目指し、協働するものである。

浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会設置要領

（名称）

第1条 本会は、「浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、浸水被害の頻発する二級河川馬込川流域内である浜松市管理の新橋1号排水路（高塚川）および篠原15号排水路（西部排水路）の流域において、水害を防止又は軽減させるため、流域の総合的な治水対策を推進し、流域全体の治水安全度を向上させることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表－1に定める会員により構成し、別に作業部会を置く。

（会長）

第4条 協議会には、会員の互選により会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員が職務を代行する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が必要と認める時、若しくは会員から要請があった場合に開催し、会議の議長は、会長がこれにあたる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、静岡県浜松土木事務所企画検査課及び浜松市役所河川課に置き、代表事務局を浜松市役所河川課とする。

（参考人からの意見聴取）

第7条 協議会が必要と認める時、会員以外（参考人）に出席を求め、意見を聴取することができる。

（雑則）

第8条 この設置要領に定めない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則

1 この設置要領は、平成27年11月5日から施行する。

附則

1 この設置要領は、平成28年7月14日から施行する。

平成 28 年度 浜松市南部(馬込川下流域) 総合的治水対策推進協議会 組織構成

1 協議会員

	関係機関	会員
静岡県	経済産業部	西部農林事務所長
	交通基盤部	河川砂防局長
		河川企画課長
		河川海岸整備課長
		農地計画課長
		農地保全課長
		浜松土木事務所長
危機管理部	西部危機管理局長	
浜松市	危機管理監	危機管理課長
	産業部	農地整備課長
	都市整備部	都市計画課長
		土地政策課長
		公園管理事務所長
	土木部	土木部長（会長）
		南土木整備事務所長
		道路保全課長
		河川課長
	南区役所	区振興課長
上下水道部	下水道工事課長	
学校教育部	学校施設課長	
浜松市西南部土地改良区	理事長	

2 作業部会員

	関係機関	会員
静岡県	経済産業部	西部農林事務所企画経営課長
		〃 農村整備課長
	交通基盤部	河川企画課 課長代理
		河川海岸整備課 河川整備班 班長
		農地計画課 事業調整班 班長
		農地保全課 農地保全班 班長
		浜松土木事務所 維持管理課長
		〃 企画検査課長
		〃 工事課長
	危機管理部	西部危機管理局 地域支援課 班長

浜松市	危機管理監	危機管理課グループ長
	産業部	農地整備課グループ長
	都市整備部	都市計画課グループ長
		土地政策課グループ長
		公園管理事務所グループ長
	土木部	南土木整備事務所グループ長
		道路保全課グループ長
		河川課グループ長
	南区役所	区振興課グループ長
上下水道部	下水道工事課グループ長	
学校教育部	学校施設課グループ長	
浜松市西南部土地改良区	副理事長	

3 オブザーバー

浜松市財務部財政課長

※ 必要に応じ、協議会に出席する。

4 事務局

(代表) 浜松市役所河川課、静岡県浜松土木事務所企画検査課